

公 募 公 告

次のとおり公告する。

令和 7 年11月20日

内閣府所管国有財産部局長
兵 庫 県 警 察 本 部 長

1 公告に付する事項

- (1) 件 名 兵庫県警察本部警備部機動隊内における自動販売機の設置
- (2) 募集数 1 台

2 設置場所

神戸市須磨区妙法寺字野路山1044－ 1
兵庫県警察本部警備部機動隊事務庁舎 1 階

3 設置対象施設及び自動販売機の概要

物件 番号	設置場所及び寸法上限	台数	販 売 品 目
12	機動隊事務庁舎 1 階 1.5㎡	1 台	清涼飲料水（缶、びん、ペットボトル式）

※ 1 自動販売機面積1.32m×0.9m以内

※ 2 寸法上限には、使用済み容器の回収ボックス、放熱スペース等を含む。

4 設置期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日までの 5 年とする。設置期間終了後、原則として一度に限り更新することができ、最長10年まで更新が可能である。

5 国有財産の使用許可

自動販売機設置業者は、兵庫県警察本部長に対し許可申請を行い、国有財産の使用許可を得るとともに、物件ごとに自動販売機設置業者として決定した者が提示した応募価格に消費税及び地方消費税相当額を加えた総額をもって、年額使用料を支払わなければならない。（使用許可に伴う光熱水費等は別途徴収する。）

6 公募参加資格

- (1) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること

ア 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第 89号）第11条に規定する準禁治産者

- イ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ウ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - エ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - オ 破産者で復権を得ない者
- (2) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者(アからカまでのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年間を経過した者を含む。)であること。
- ア 国及び兵庫県との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 国及び兵庫県が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が国及び兵庫県と契約を締結すること又は国及び兵庫県との契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定により兵庫県が実施する監督又は検査にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく国及び兵庫県との契約を履行しなかった者
 - カ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員及び前記(5)から(8)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (10) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)に基づくところの破壊的団体及び当該団

体の役員又は構成員でないこと。

- (11) 優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (12) 健全な経営状況と認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (13) 国税及び地方税を完納していること。

7 申請書等の提出期間

令和7年11月20日（木）から令和7年12月10日（水）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。平日の9時から12時まで及び13時から17時まで）

※1 電話、ファックス、インターネットによる申込みは不可とする。

※2 持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、簡易書留又は書留により送付すること。（普通郵便で送付された場合、受付期間内に不着のときは価格提案出来ないのでは、注意すること。）

※3 申込みに必要な書類が受付期間内に到着しない場合や、不備があった場合は価格提案できないので注意すること。

8 申請書等の提出及び送付場所

〒650-8510

神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課管財係 担当 末次

電話 078-341-7441（内線2512）

9 選定方法

提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を自動販売機設置業者の選定対象とする。

当該公募に伴い設定する最低使用料以上の額で、かつ、最高の応募価格を提案した者を選定し自動販売機設置業者とする。最高の応募価格提案が2者以上ある場合は、当該応募価格提案者立会のもと、くじにより選定を行う。

なお、当該応募価格提案者が、諸般の事情により、兵庫県警察本部長が指定する日時・場所に立ち会うことができない場合は、本件自動販売機設置業者決定事務に関係のない職員にくじを引かせ自動販売機設置業者を決定することとする。

10 申請書等の無効

本公告に示した公募参加に必要な資格のない者の申請書等は無効とする。

11 参考事項

上記の設置場所は公簿上の所在地番であり、住居表示については神戸市須磨区妙法寺地子田1037-6となる。

自動販売機設置仕様書

1 業務件名

兵庫県警察本部警備部機動隊における自動販売機の設置

2 業務内容

兵庫県警察本部警備部機動隊に勤務する職員の福利厚生に資することを目的とした自動販売機の設置

3 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、自動販売機の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、内閣府所管国有財産部局長である兵庫県警察本部長（以下「甲」という。）が行う。

4 国有財産使用許可の相手方の遵守事項

国有財産の使用許可の相手方（以下「乙」という。）は、以下の項目を遵守すること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守すること。
- (2) 甲の了承を得た場合を除き、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は譲渡することなく遂行すること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守すること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守すること。

5 国有財産使用料

- (1) 乙は、甲に自動販売機の設置に係る応募価格に消費税及び地方消費税相当額を加えた総額を国有財産使用料として支払うこと。
- (2) 国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに納入すること。また、甲は、消費税率及び地方消費税率に変更があった場合、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、国有財産使用料を改定することができる。
- (3) 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣の定める率により計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

6 自動販売機設置場所

神戸市須磨区妙法寺字野路山 1044－1

（住居表示：神戸市須磨区妙法寺地子田 1037－6）

兵庫県警察本部警備部機動隊事務庁舎 1 階

※ 詳細は、「自動販売機設置場所配置図」及び「配置図・平面図」のとおり。

7 使用許可期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年とする。設置期間終了後、原則として一度に限り更新することができ、最長 10 年まで更新が可能である。

8 設備及び準備工事

自動販売機を設置（電気子メーター等設置工事を含む。）するときは、甲の許可を得ること。

9 費用負担

乙は、次の経費を負担するものとする。

- (1) 毎年度 4 月に徴収する使用料（国有財産使用許可に伴う使用料）
- (2) 業務に必要な光熱水費（毎月現金徴収）（子メーター設置に必要な経費を含む。）
- (3) 業務に必要な設備の設置及び撤去に必要な経費
- (4) 業務に必要な設備の維持管理、補修に必要な経費
- (5) その他業務に伴う一切の経費

10 名義使用の禁止

乙は、自己の営業上の取引に関して、甲の名義を使用してはならない。

11 使用許可の取消し又は変更

甲は、次に該当するときは、使用許可の取消し又は変更をすることができる。

- (1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき。
- (2) 国において使用を許可した物件を必要とするとき。
- (3) 使用を許可された者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (4) 使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (5) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団員の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (7) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

12 使用許可終了時の条件

使用許可期間が満了し、又は前項により使用許可を取り消された場合は、乙は、直ち

に自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。この場合、乙は甲に対し、一切の補償の請求を行わないものとする。

13 施設等の管理義務

- (1) 乙は、善良なる管理者の注意をもって施設等を管理しなければならない。
- (2) 乙は、施設等を毀損又は滅失したときは、直ちに甲に文書で報告しなければならない。
- (3) 乙は、前項の毀損又は滅失が乙の責めに帰すべき事由によるときは、甲の指示するところに従ってその毀損及び滅失を賠償しなければならない。

14 管理責任

乙は、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲に対し一切の補償の請求を行わないものとする。

15 秘密の保持

- (1) 乙は、甲の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲の秘密に関する事項の機密性を保持し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 乙は、自らの従業員に本義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

16 損害賠償

乙は、債務不履行の場合、秘密の保持に関する義務に違反した場合その他業務に関して甲に損害を与えた場合には、甲に対し一切の損害を賠償するものとする。

17 自己都合による業務の解除

乙の自己都合による使用許可期間途中での業務の解除は認めないものとする。

18 業務仕様

- (1) 自動販売機（使用済み容器の回収ボックスを含む。）の占用面積は、公募公告で定められた面積以内で設置すること。また、電力等使用量計測用子メーターを設置するほか、転倒防止対策も併せて行うこと。
- (2) 消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機（エコ・ベンダーなど）や、二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応機を始め、開庁時間外や閉庁日はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対策機能を備えた自動販売機とすること。
- (3) 施設管理者の求めに応じて、商品の変更、納品を適宜行うこと。ただし、酒類の販売はしないこと。
- (4) 販売に必要な許可証等を有していること。
- (5) 乙は、本仕様書に記載の設置場所において、自ら提出した応募書類に基づき業務を適正に履行すること。ただし、諸般の事情により甲が変更を求めた場合は、この限りでない。また、乙が応募書類記載の内容について変更しようとするときは、甲と協議

すること。

(6) 乙は、次の業務の遂行に当たっては、甲の指示に従うこと。

ア 従業員の庁舎への出入り

イ 乙の負担に係る設備等の設置、移設及び撤去

(7) 維持管理責任

ア 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、乙が責任をもって行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

なお、自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、事前に甲の了承を得ること。

イ 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。

ウ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、乙の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

エ 販売する清涼飲料水等の使用済み容器の回収ボックスを設置し、乙の責任で適切に回収・リサイクルすること。

(8) 販売価格は、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

19 疑義等の決定

本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲、乙の間で協議する。

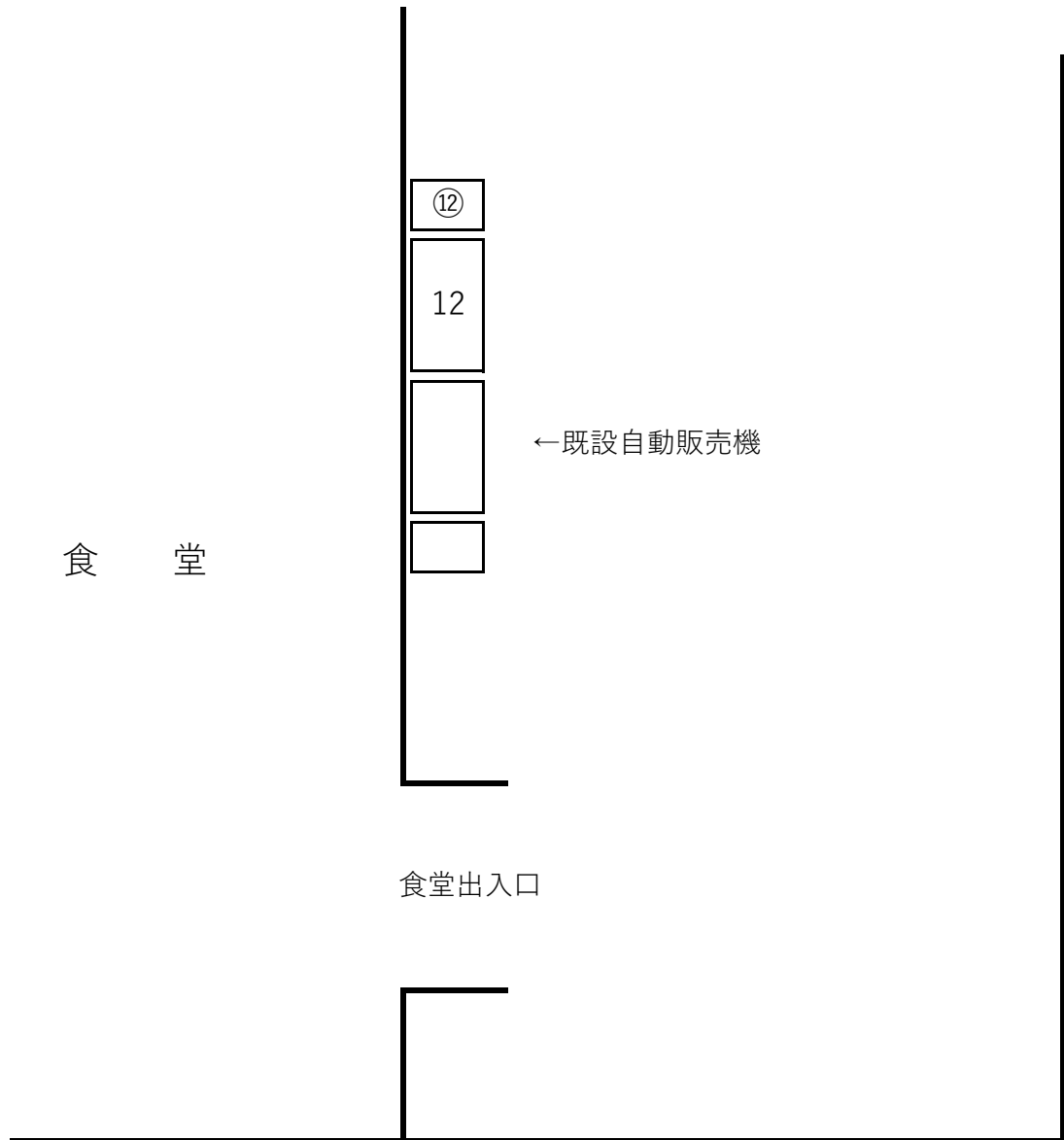
自動販売機設置場所配置図



自動販売機設置場所

兵庫県警察本部警備部機動隊庁舎 1 階 1 台

配置図・平面図
兵庫県警察本部警備部機動隊



※ ○印番号は自動販売機番号のゴミ箱（回収容器）

公募の実施要領及び業者の選定要領

第1 公募の実施要領

1 自動販売機設置場所

神戸市須磨区妙法寺字野路山 1044-1

兵庫県警察本部警備部機動隊事務庁舎 1 階

2 公募に必要な応募書類

(1) 申請書

様式第1号により作成すること。

なお、公募に参加する者に必要な資格を確認するため、次の資料を添付すること。

ア 法人

(ア) 会社概要（別添の「会社の概要」を参考に作成する。パンフレット可）

(イ) 定款又はこれに代わるもの

(ウ) 法人登記簿（履歴事項全部証明書）※原本必要

※令和7年9月11日から令和7年12月10日までに発行されたものに限る。

(エ) 納税証明書（その3の3（法人税、消費税及び地方消費税））※原本必要

※令和7年9月11日から令和7年12月10日までに発行されたものに限る。

イ 個人

(ア) 履歴書（任意様式）

(イ) 個人事業の開廃業等届出書（税務署様式のもの）

(ウ) 住民票記載事項証明書 ※原本必要

※令和7年9月11日から令和7年12月10日までに発行されたものに限る。

(エ) 納税証明書（その3の2（申告所得税、消費税及び地方消費税））※原本必要

※令和7年9月11日から令和7年12月10日までに発行されたものに限る。

(2) 誓約書

様式第2号により作成すること。

(3) 役員名簿

様式第3号により作成すること。

(4) その他必要な書類

ア 自動販売機設置図面（自動販売機及び回収ボックスの求積図）

イ 設置する自動販売機及び回収ボックスのカタログ等（コピー可）

ウ 販売品目等一覧表（様式第4号により作成すること。）

(5) 応募価格提案書

様式第5号により作成すること。

3 応募書類の提出方法（公募公告の期日厳守）

応募価格提案書（様式第5号）のみ定型封筒（長形3号など）に入れた上で封をす

るとともに、その封筒の裏面に物件番号を油性ボールペン等で記入し、申請書その他の必要書類を添えて、持参又は郵送により提出すること。（応募提出要領参照）

4 応募価格提案書の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- (1) 最低年額使用料を下回るもの
- (2) 応募資格がない者が応募価格提案したもの
- (3) 指定の期間内に提出しなかったもの
- (4) 物件番号、応募価格、日付、住所及び氏名のないもの又はこれらが分明でないもの
- (5) 応募価格の訂正をしたもの
- (6) 価格提案に関し不正な行為を行った者が提案したもの
- (7) その他価格提案に関する条件に違反したもの

5 注意事項

- (1) 提出された応募書類の返却は行わない。
- (2) 応募書類の作成、提出及び本公募への応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- (3) 自動販売機設置業者は、自らが提出した応募書類の内容に従い自動販売機を維持管理するものとする。

第2 自動販売機設置業者の選定要領

1 選定対象業者

提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を自動販売機設置業者の選定対象とする。

2 自動販売機設置業者の決定

当該公募に伴い設定する最低使用料以上の額で、かつ、最高の応募価格を提案した者を選定し、自動販売機設置業者とする。最高の応募価格提案が2者以上ある場合は、当該応募価格提案者立会のもと、くじにより選定を行う。

なお、当該応募価格提案者が、諸般の事情により、兵庫県警察本部長が指定する日時・場所に立ち会うことができない場合は、本件自動販売機設置業者決定事務に関係のない職員にくじを引かせ自動販売機設置業者を決定することとする。

3 自動販売機設置業者の公表等

自動販売機設置業者の決定は、令和7年12月中旬から12月下旬を予定している。自動販売機設置業者の決定後、応募者に応募物件ごとの決定金額及び決定した自動販売機設置業者名を書面により通知するとともに兵庫県警察ウェブサイト決定金額及び自動販売機設置業者の法人・個人の区分並びに応募参加者数の掲載を行う。

4 公募の中止・延期

不正な応募が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、公募を中止又は延期することがある。

第 3 使用許可申請の手続き

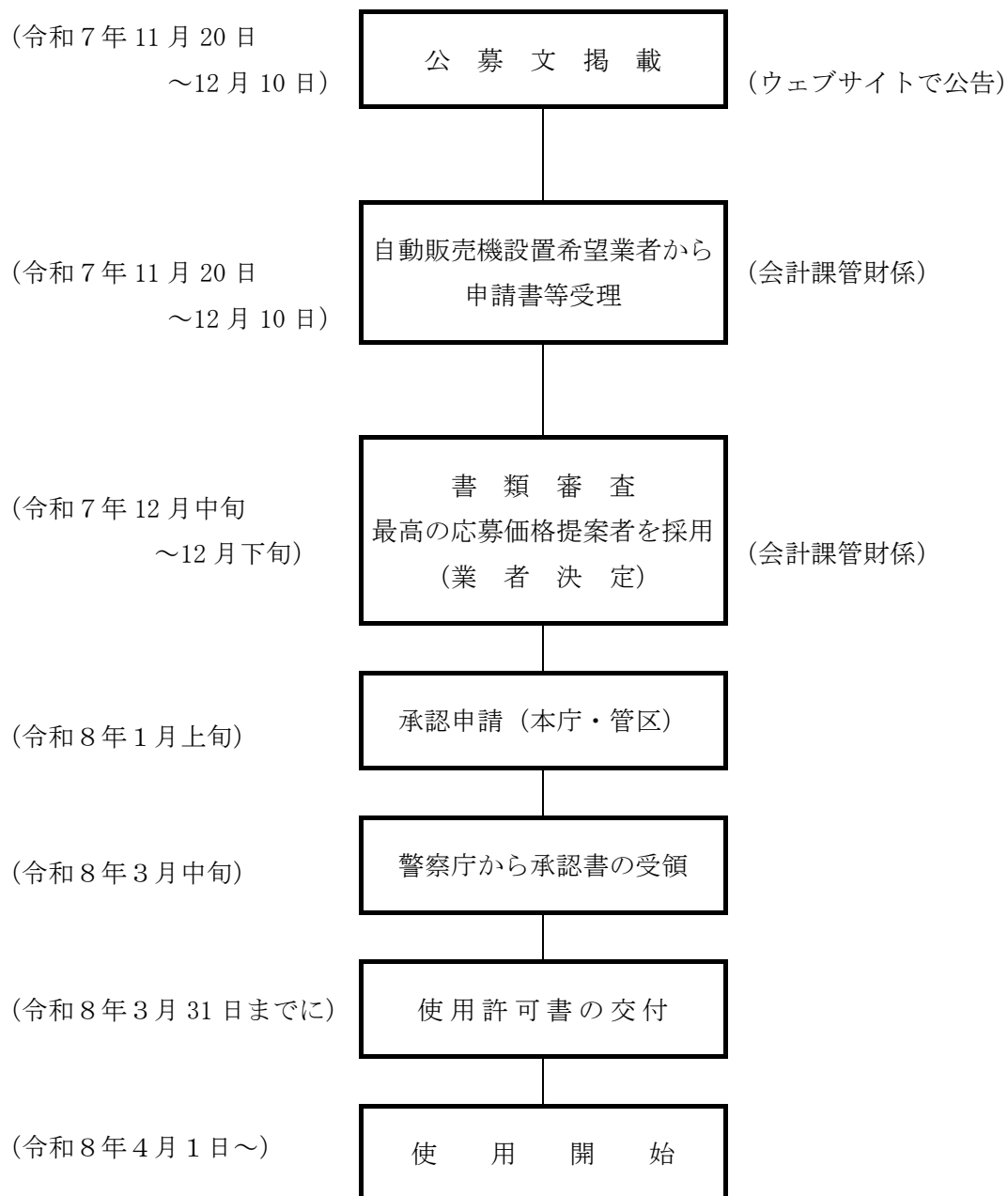
自動販売機設置業者に決定した者は、別に指示する期日までに国有財産使用許可の手続きを行うものとする。

第 4 参考データ

1 既設自動販売機について（物件番号 12 の参考データ）

物件番号	設 置 場 所	令和 6 年11月～令和 7 年10月の売上本数
12	兵庫県警察本部警備部機動隊事務庁舎 1 階	1 3 , 2 6 4 本

公募から使用許可までのスケジュール



申 請 書

令和 年 月 日

兵庫県警察本部警備部機動隊内における自動販売機の設置及び運営を希望しますので、関係書類を添付の上、申請します。なお、本申請書及び関係書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

内閣府所管国有財産部局長 殿

兵 庫 県 警 察 本 部 長

(申 請 者)

(〒 ー)

住 所

(所 在 地)

氏 名

(法人名及び代表者名)

電 話 番 号

電 子 メ ー ル

法人・個人の別

法人 ・ 個人

(事務担当者)

所属部署：
氏 名：
電 話：
電 子 メール：

1 応募物件

	物件番号	施設及び自動販売機の種別
申請する施設、物件番号及び自動販売機の種別	12	兵庫県警察本部警備部機動隊事務庁舎1階、清涼飲料水（缶、びん、ペットボトル式）

(注) 申請する物件番号を○印で囲むこと。

2 添付書類

- ☐ 誓約書（様式第 2 号）
- ☐ 役員名簿（様式第 3 号）
- ☐ 販売品目等一覧表（様式第 4 号）
- ☐ 応募価格提案書（様式第 5 号）※定型封筒に封入のこと
- ☐ 会社概要及び定款又はこれに代わるもの ※個人の場合は履歴書
- ☐ 法人登記簿（履歴事項全部証明書） ※個人の場合は住民票記載事項証明書
- ☐ 納税証明書
- ☐ 自動販売機設置図面（自動販売機及び回収ボックスの求積図）
- ☐ 設置する自動販売機及び回収ボックスのカタログ等（コピー可）
- ☐ 個人事業の開廃業等届出書 ※法人は不要

様式第2号

誓 約 書

☐ 私

☐ 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式20により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であ

ることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件(使用許可物件)を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 使用許可物件を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ(※1)、政治活動標ぼうゴロ(※2)、その他暴力関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

内閣府所管国有財産部局長
兵 庫 県 警 察 本 部 長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

[illegible]

様式第 4 号

応募者名

物件番号

販売品目等一覧表

[illegible]

※ この「販売品目等一覧表」は、応募者が予定している主力商品のメーカー名、商品名等を記載する。

※ 容器の種類欄には「缶、びん、ペットボトル」のいずれかを記載する。

応 募 価 格 提 案 書

令和 年 月 日

内閣府所管国有財産部局長
殿
兵 庫 県 警 察 本 部 長

住 所
(所 在 地)
氏 名
(法人名及び代表者名)

応募希望物件番号及び応募価格（提案使用料）

物 件 番 号	応募価格（提案使用料） （税抜き・年額）						
							円

内閣府所管国有財産部局長（兵庫県警察本部長）が実施する自動販売機設置業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、上記の通り提案します。

- ※
- 1 申請書(様式第 1 号)に記載されている物件番号を記入してください。
 - 2 金額はアラビア数字で記入してください。
 - 3 初めの数字の頭に¥を記入してください。
 - 4 金額の訂正は無効です。
 - 5 記名がないものは無効です。
 - 6 応募価格提案書は必ず封筒に封入し、封筒の裏面に物件番号を記入してください。
 - 7 応募価格（提案使用料）に消費税及び地方消費税相当額を加えた総額をもって、年額使用料とします。

応 募 価 格 提 案 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日
記載忘れに注意

内閣府所管国有財産部局長
殿
兵 庫 県 警 察 本 部 長

住 所 神戸市中央区下山手通 1－2－3
(所 在 地)
氏 名 ㈱〇〇〇マート 代表取締役 〇〇 〇〇
(法人名及び代表者名)

応募希望物件番号及び応募価格（提案使用料）

物 件 番 号	応募価格（提案使用料） (税抜き・年額)							
※ 申請書（様式第 1 号）に記載されて いる物件番号を記入	¥	1	0	0	0	0	0	円

内閣府所管国有財産部局長（兵庫県警察本部長）が実施する自動販売機設置業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、上記の通り提案します。

(注 意)

- 必ず「¥」マークを記載する。
- フリクション（消える）ペンは使用しない。

- ※
- 1 申請書(様式第 1 号)に記載されている物件番号を記入してください。
 - 2 金額はアラビア数字で記入してください。
 - 3 初めの数字の頭に¥を記入してください。
 - 4 金額の訂正は無効です。
 - 5 記名がないものは無効です。
 - 6 応募価格提案書は必ず封筒に封入し、封筒の裏面に物件番号を記入してください。
 - 7 応募価格（提案使用料）に消費税及び地方消費税相当額を加えた総額をもって、年額使用料とします。

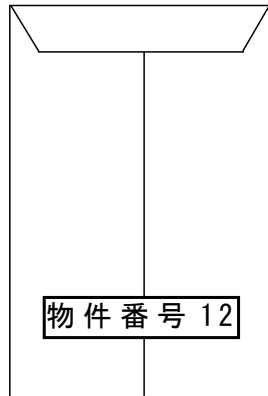
会 社 概 要

項 目	内 容
会 社 名	
本 社（店）所在地	
設 立 年 月 日	
事 業 内 容	
営 業 所 又 は 事 業 所 等	
店 舗 数 等	
資 本 金	
従 業 員 数	
その他特記すべきこと	

応募提出要領

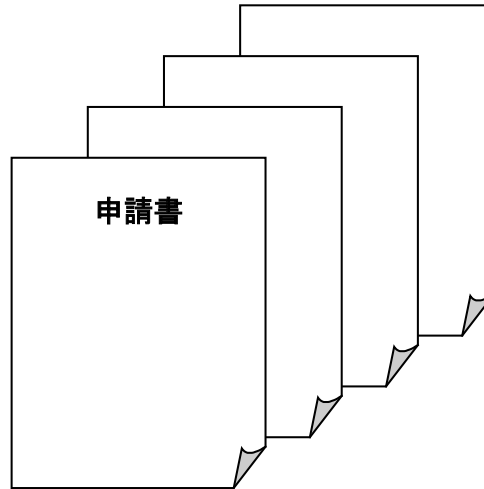
(応募価格提案書)

様式第 5 号を封入



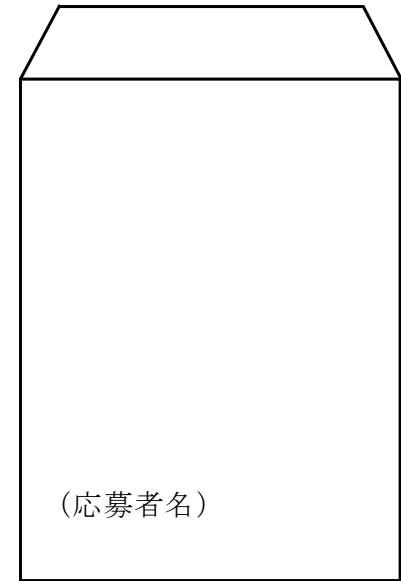
- 様式 5 号の応募価格提案書
を入れ、封をする。
- 物件番号を記載する。

(応募書類等)



- 申請書のほか、応募書類、証
明書類、様式 1 ～ 4 号、自動販
売機・回収ボックスの求積図、
カタログ等

(封筒角形 2 号等へ入れる)



- 郵送又は持参、公募公告
に示す**提出期日厳守**
- ※ 郵送の場合は、簡易書留
又は書留により送付するこ
と。(普通郵便で送付され
た場合、受付期間内に不着
のときは価格提案が出来な
いので、注意すること)